

第13回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月30日(月) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 13名

		2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

1	三木 隆志
---	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案23号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第3	議案24号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第4	議案25号	農地法第5条の規定による許可について
日程第4	議案26号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時30分

8. 会議の概要

<p>穀内会長</p>	<p>ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第13回、大樹町農業委員会、総会を開きます。会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、12番・牧田日出男委員、13番・太田福司委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
<p>清原局長</p>	<p>それでは、7月1日開催の第12回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、7月5日、市町村農業委員会事務局長研修会が札幌市で開催され、事務局長が出席しております。</p> <p>7月10日～12日、農業委員会サポートシステム等操作研修会が札幌市で開催され、事務局長が出席しております。</p> <p>7月16日、農業委員会懇話会役員会を、竹内懇話会会長、岩岡懇話会副会長、穀内会長と事務局で開催し、懇話会総会に向けた協議を行っております。</p> <p>7月18日、南十勝農業委員会会長・代理・事務局長研修会が広尾町で開催され、穀内会長と事務局長が出席しております。</p> <p>7月22日、第2班 辻本班長以下委員4名において、尾田地区の農業振興地域整備計画変更1件、下芽武地区、晩成地区の農地転用許可申請2件に係る現地調査を行っております。</p> <p>7月23日、下芽武地区の農地売買契約に、穀内会長、事務局が立会いしております。</p> <p>7月25日、第1班 岩岡班長以下委員5名と穀内会長において、中島地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてでございます。</p> <p>今月の報告は8件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、2法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>次に3番、農地法第3条の3の規定による受理通知についてでございます。</p> <p>番号1番、■■の■■ ■■ 氏が字■■以下8筆、■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>番号2番、■■の■■ ■■ 氏が字■■以下13筆、■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>番号3番、■■の■■ ■■ 氏が字■■以下4筆、■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>最後に4番、その他で、7月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第23号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第23号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。</p> <p>また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。今回ご審議頂きます案件は、1件です。</p> <p>申請内容は、■■地区での農家住宅建設に伴う除外が1件となっております。その計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1、土地の所在は字■■、公簿地目は畑、面積は■■㎡であり、事業計画者は、■■ ■■ ■■ 氏、目的は農家住宅を建設することによる、農業用施設の除外申請であります。</p> <p>尚、現地調査は7月22日に第2班 辻本班長 他3名で行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>大樹町から意見照会された農業用施設から除外の件について、現地調査を行いました。申請地は、施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認し、問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第23号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第3、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。</p>

	事務局より提案説明を求めます
清原局長	<p>それでは、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。</p> <p>今回審議いただく案件は、1件でございます。内訳は、所有権移転が1件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他5筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■ ■■ 氏、譲受人は、■■ ■■ ■■ ■■ であります。経営面積は、■■㎡であり、売買価格は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、水野委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>下芽武地区担当委員、水野 敦 委員から報告願います。</p>
水野委員	<p>申請番号1番、につきましては、譲受人希望による所有権移転となっております。譲受人は、意欲的に経営拡大を図、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第25号、農地法第5条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第25号、農地法第5条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます、農地法第5条の規定による許可については2件でございます。内容は、■■地区での砂利採取のための一時転用申請が1件、■■地区でのバンカーサイロ建設のための転用申請が1件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、砂利採取のよる一時転用の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字■■ 他1筆、登録簿、現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、一時転用の時期につきましては許可の日から令和■年■月■日までであります。</p> <p>申請番号2番、バンカーサイロ建設による転用の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字■■、登録簿、現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、転用の時期につきましては許可の日から令和■年■月■日までであります。</p> <p>申請番号1番、2番の現地調査につきましては、7月22日に、第2班 辻本班長 他3名により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議、常設審議委員会議への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>申請番号2番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議、常設審議委員会議への意見聴取は省略可能となりますので、本総会の議決をもって許可日といたします。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p>

	<p>第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請番号1番と2番につきましては、2班で現地調査を行いました。 現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。 ご審議のほど、よろしく願います。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第25号、農地法第5条の規定による許可について、申請番号1番から2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第26号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から16番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第26号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。 今回ご審議頂きます申請は16件でございます。 内訳は、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い受けによる所有権移転が3件、新規の賃貸借が13件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしく願います。 以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは、申請番号1番から16番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■ 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。 譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道</p>

農業公社、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。移転時期は令和■年■月■日となっております。

申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■ 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■ 他9筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、当地における売買価格は、■■■円、10a当り■■■円です。移転時期は、令和■年■月■日となっております。

申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。本地区担当委員は竹内委員となっております。

申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■ 他3筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。本地区担当委員は竹内委員となっております。

申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■ 他5筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。本地区担当委員は竹内委員となっております。

申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。

申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■ 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。

本地区担当委員は太田委員となっております。

申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■ 氏、借主は、■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。

申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■ 氏、借主は、■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。

申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他12筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■ 氏、借主は、■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。

申請番号12番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他8筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■ 氏、借主は、■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。

申請番号13番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他6筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■ 氏、借主は、■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。

申請番号14番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他6筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■ 氏、借主は、■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。

申請番号15番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他3筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■ 氏、借主は、■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■

	<p>円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。</p> <p>申請番号15番、所在、地番につきましては、字■■ 他10筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。本地区担当委員は太田委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号1番から3番については、農地保有合理化事業による、北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>次に申請番号4番から6番について、地区担当委員より調査報告を求めます。尾田地区担当委員 竹内 稔 委員より、報告願います。</p>
竹内委員	<p>申請番号4番から6番につきましては、貸主から賃貸借の申出が、あったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。</p> <p>賃借料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願います。</p>
穀内会長	<p>次に申請番号7番から16番について、地区担当委員より調査報告を求めます。拓北地区担当委員 太田 福司 委員より、報告願います。</p>
太田委員	<p>申請番号7番から16番につきましては、貸主から賃貸借の申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。</p> <p>賃借料、期間につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願います。</p>
穀内会長	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第26号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>申請番号1番から16番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p>

	次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、8月30日金曜日を、予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。
穀内会長	以上をもって、第13回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年7月30日

会 長

委 員 (12 番)

委 員 (13 番)